

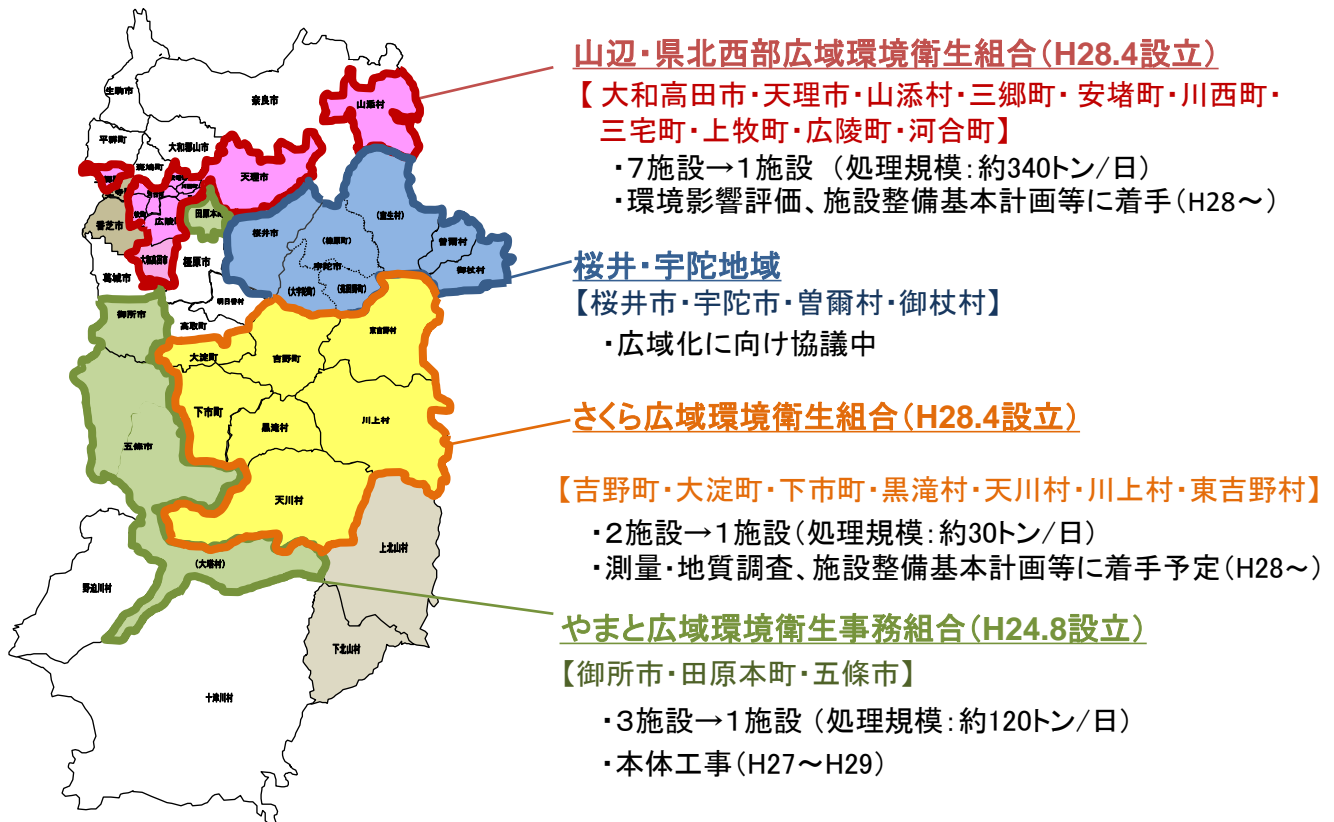
ごみ処理広域化促進に対する財政措置の充実

【担当省庁】 環境省

奈良県における取組

1 「奈良モデル（県・市町村連携）」によるごみ処理広域化の促進

ごみ処理広域化の動きが加速化（県内4地域）



広域化促進に向けた奈良モデル補助金を新設（H28.4施行）

【ねらい】

- ごみ処理広域化による行財政効率の大幅な向上
- ごみ処理の安定的な継続の確保

【補助率】

- 計画・調査費に対する補助
・市町村負担額の1/2
- 施設整備費に対する補助
・起債償還額から交付税を差し引いた額の1/4

国にお願いすること

1 奈良モデル（県・市町村連携）で取り組む「ごみ処理広域化」に対する循環型社会形成推進交付金の交付率の嵩上げ、解体撤去に対する支援制度の創設及び交付金総額の確保

（1）交付率の嵩上げ（現行の1／3を1／2に）

「ごみ処理広域化」は、行財政効率の向上及び環境負荷の低減等にも大きく寄与することから、この促進を図るため、「広域化（新規施設整備）」を要件として交付率の嵩上げ（1／3→1／2）をお願いする。

※小規模な広域処理施設の場合、エネルギー回収率等を要件とする交付率1／2の交付金を活用することができない。
本県では、さくら広域環境衛生組合が該当。

（2）ごみ焼却施設の解体撤去に対する支援制度の創設

ごみ処理広域化は、複数のごみ焼却施設を統合整備するため、既存施設を解体撤去（跡地に同施設を整備しない）することになるが、その解体撤去費用が交付対象となっていないことから、新たに交付対象とされたい。

（現行は、跡地に新施設を整備する場合のみ交付対象）

（3）交付金総額の確保

ごみ処理広域化に伴う施設整備（県内4地域で推進中）は、長期の事業期間と多額の事業費を要することから、市町村が計画・実施するための交付金総額の安定的な確保をお願いする。